

諮問日：平成29年2月9日（平成28年度（情）諮問第20号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（情）答申第24号）

件名：特定裁判官が有報酬兼業を許可してもらうために東京高等裁判所との間で授受した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定裁判官が有報酬兼業として自分名義の著作を販売することを許可してもらうために、東京高等裁判所との間で授受した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、その存否を明らかにしないで開示しないこととした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成29年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定裁判官が有報酬兼業として自分名義の著作を販売していることは、本人が自らツイッター等で宣伝している点で慣行として公にされている情報である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

苦情申出人が開示を求める文書に係る情報は、特定裁判官に関する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、当該裁判官の有報酬兼業に関する文書の存否を回答することは、同号の不開示情報を開示することとなると考えられる

ことから、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は、相当である。

なお、苦情申出人は、「本人が自らツイッター等で宣伝している点で慣行として公にされている情報である」と主張するが、そのような事実をもって当該情報が法5条1号ただし書イに規定する公表慣行のある情報に相当するとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、東京高等裁判所に対して、本件開示申出文書の開示を求めるものである。

原判断庁は、本件開示申出文書の存否を答えることは、不開示情報である特定の個人を識別することができることとなる情報（法5条1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできないとして、開示しないこととする判断（原判断）をした。

これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書に記録されている情報は、慣行として公にされている情報であるといえるとして、苦情を申し出たことから、原判断の妥当性について検討する。

- 2 裁判所法52条2号は、裁判官は、在任中、最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事することができない旨規定しているから、特定の裁判官が報酬のある他の職務に従事することの許可を求めた文書の存否を答えることは、当該裁判官が報酬のある他の職務に従事し、又は従事しよう

としている事実の有無に係る情報を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められる。

そして、特定の裁判官が報酬のある他の職務に従事し、又は従事しようとしているか否かという情報は、当該裁判官の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により当該裁判官という特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。そして、当該情報は、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣習として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないし、同ハに規定する当該裁判官の職務遂行に係る情報であるとも認められない。したがって、当該情報は、法5条1号の不開示情報に相当すると認められる。

この点について、苦情申出人は、当該裁判官が、自分名義の著作を販売していることを自身のツイッターで宣伝していることをもって、慣行として公にされている情報であると主張するが、苦情申出人が主張するような事実をもって当該裁判官が申出に係る許可を受けたか否かに係る情報が、慣行として公にされているとは認められない。さらに、他に裁判官が報酬のある他の職務に従事し、又は従事しようとしているか否かを公表する慣行があると認めるに足りる事情はない。したがって、苦情申出人の上記主張は失当である。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるため、取扱要綱記第5に基づき、本件開示申出文書の存否を明らかにせず不開示とした原判断については、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人